意見書

2026 年 10 月 29 日

組織名　一般財団法人　日本品質保証機構
氏名　浅川　健一

所用のため、企業会計審議会第3回サステナビリティ情報保証部会を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

意見書（案）の内容について賛同する。

特に、保証業務実施者を監査法人・監査法人以外のいずれであっても登録要件を満たす場合には、保証業務実施者となることが可能な制度であることを踏まえると、日本公認会計士協会が作成された実務指針等に対し、金融庁において、監査法人・監査法人以外の者のいずれもが遵守することができるよう適切な修正を加え、国際基準との調整を反映し、サステナビリティ情報の作成者、保証業務実施者及び投資者その他の情報利用者の意見を踏まえ、さらに適切なデュー・プロセスを経たうえで、保証業務実施者が準拠する保証業務に関する基準等を策定することが望ましい、との記載は必要である。なお、意見書（案）で直接言及すべき事項ではないと考えるものの、日本公認会計士協会が公表した実務指針等が主として監査法人の実務を前提として整備されている点を踏まえ、監査法人以外の保証業務提供者における適用可能性について金融庁において十分な検討が行われることを要望する。その際には、その他の保証業務実施者を含む関係者の意見を聴取し、実務に即した制度設計となるよう適切な修正・調整を行うことを希望する。

また、財務諸表監査との関係において、サステナビリティ情報の保証業務と財務諸表監査の実施主体が異なるケースを前提に、両者間の適切なコミュニケーションは保証の品質確保に不可欠であると考える。単に秘密保持義務があることをもって両者のコミュニケーションを行わないのではなく、その他の記載内容に対する保証業務実施者の責任を適切に果たすため、あらかじめ一定の場合には秘密保持義務が解除されることを企業と合意するなどして、財務諸表の監査人との適切なコミュニケーションが求められる、との記載は必要である。

以上